

○よくある質問 品質事項版(令和7年3月)

質問内容	回答
●名称について	
1 名称はどのように記載すれば良いか。	食品の内容を的確に表現する一般的な名称で表示が必要です。(例:いきなり団子⇒和生菓子) ※その他、食品表示基準等で名称が決められているものがあります。(例:たくあん漬)
2 いちごを「ゆうべに」という名称で販売してよいか	品種名については一般に理解される名称と考えられる場合は販売できます。
3 和菓子(いきなり団子)のように商品名を()書きで記載しても良いか。	問題ありません。但し、食品表示基準等で名称が決められているものは記載できないものがあります。
●原料原産地(原産地)について	
1 ロットで仕入れた商品をバラで販売する場合は、個別に表示が必要か。	個別で販売する場合は、それぞれに表示が必要です。
2 複数の原産国のものを混合して使用した場合は、どのように表示するとよいか。	<p>複数の国の原料を使用した場合は、以下のパターンによって表示することとなります。 ※3か国目以降を「その他」と表示することができます。 ※使用割合が5%未満である原産地は、一定期間における使用割合が5%未満である旨の表示が必要です。 (例:〇〇〇(A国、B国(5%未満)))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国別重量順」の場合 使用した国の重量順に表示する方法です。 (例:〇〇〇(A国、B国、その他)) ・「又は表示」の場合 一定期間の国別使用実績等からみて、今後1年間で重量順位の変動や産地切り替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が難しい場合に表示できます。 (例:〇〇〇(A国又はB国)) ・「大括り表示」の場合 3以上の外国の産地表示を「輸入」と表示する方法です。一定期間の国別使用実績等からみて国別重量順表示が困難な場合に表示できます。 (例:〇〇〇(輸入))
3 原料原産地を重量順1位以外のものの原産地を表示したいがよいか。	事実に基づき任意で表示することは可能です。

4	複数の産地で育成した畜産物、水産物の産地表示はどのようにすればよいか。	<p>・畜産物 2箇所以上の飼養地で使用された場合は、国単位でみて最も飼養期間の長い国を原産地として表示します。 (例:A国⇒18か月、B国⇒12か月 ⇒A国産)</p> <p>・水産物 2箇所以上の養殖場で養殖した場合は、餌を与えて育てた期間が長い場所が原産地となります。 (例:A県⇒5か月、B県⇒7か月 ⇒B県産) ただし、第2段階の養殖の方が第1段階よりも期間が短いものの、重量の増加が大きい場合は、第2段階の都道府県を原産地とします。 (例:A県⇒4か月・1kg、B県⇒2か月・5kg ⇒B県産)</p> <p>・アサリ 出荷調整用その他の目的のため、水産動植物を短期間一定の場所に保存することを「蓄養」と定義した上で、「蓄養」の期間は貝類の全体の成育期間には含まれないこととする。 輸入したアサリの原産地は、蓄養の有無にかかわらず輸出国となることを示す。なお、例外として輸入された稚貝のアサリを区画漁業権に基づき1年半以上(※)育成(養殖)し、育成等に関する根拠書類を保存している場合には、国内の育成地を原産地として表示できることを示す。</p>
---	-------------------------------------	---

●原材料について

1	中間原材料の原料の割合を仕入れ先が教えてくれない場合はどうすればよいか。	原料の割合は、表示を作成するうえで必ず必要なものになるので、仕入れ先から必ず徴取することが必要です。なお、5%未満のものは「その他」と記載することが可能です※アレルギーは必ず確認する必要があります。
2	遺伝子組換え表示はどのように表示すればよいか。	食品表示トップページのお知らせ欄「新しい遺伝子組換え表示制度について」をご確認ください。
3	米の表示について、農産物検査をしていなくても品種等の表示は可能か。	食品表示トップページのお知らせ欄「玄米及び精米の食品表示について」をご確認ください。
4	スーパーのお弁当に原材料が書いていなかった。食品表示違反ではないのか？	スーパーで作られたお弁当の場合、原材料の省略ができます。ただし、アレルギー表示・期限表示などは必要となります。
5	「だしの素」(商品名)を原材料として記載する際はどのようにすればよいか。	商品名の記載はできません。風味調味料(かつお)などの記載が必要となります。
6	次のものは複合原材料の表示が必要か。 ①ミックス粉 ②醤油 * 複数原材料とは、2種類以上の原材料からなる原材料のこと。()書きで原材料の追加の記載が必要となります。	①何が入っているかわからないのでミックス粉(小麦粉、砂糖、塩)等、複合原材料の表示が必要となります。 ②一般的な調味料であれば、複合原材料の記載は不要です。ただし、特徴のあるもの(だし入り醤油など)は複合原材料の表示が必要となります。

●内容量について

1	日替わり弁当の内容量はどのように書けばよいか。	一人前などのg以外の表記も可能。外観から中身が明らかな場合は省略も可能です。
2	ティーバックの内容量を何袋入りの記載したい。	茶葉は計量法という法律でg表記と決まっているので、記載できません。 ○○g(○g×△袋入り)などの表記は可能です。 このような商品を特定商品といいます。 詳しくはこちら